

基本計画の策定にあたって

我が国においては、行政、経済等が首都圏をはじめとした大都市圏に一極集中しており、それに伴う人口の過度集中により地方の活力低下をもたらしてきた。こうした中、地域の創意工夫を活かしつつ、広域的な見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を図るための措置や、地方への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることにより、産業業務施設の再配置を促進し、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を目指す「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（地方拠点法）が平成4年5月に制定された。

平成5年8月に、米代川流域の3市12町1村の16市町村で構成された地域が、地方拠点法に基づく米代川流域地方拠点都市地域として地域指定を受けた。これに伴い、本地域全体の振興と活性化を図り、若者などの人口定住を促進する21世紀を展望した地方拠点都市の形成を目的とした米代川流域地方拠点都市地域基本計画が平成6年5月に承認された、本地域では計画に基づき、大館能代空港、大館地区多目的ドーム、能代山本スポーツリゾートセンター、鹿角冬季国体スキー場等の整備をはじめ、多くの施設整備が図られてきたところである。

一方、この間、日本経済の低迷は地方を取り巻く環境に大きな影響を与え、地方の人口減少などにより大都市圏への一極集中を加速させた。

また、平成17年、平成18年の合併により、16市町村から4市4町の8市町村となったことから計画の見直しが必要となった。

計画では、中心都市である大館市、能代市、鹿角市及び北秋田市を核に、小坂町、三種町、八峰町及び藤里町の周辺4町村で米代川流域地方拠点都市地域を形成し、大館能代空港、その他公共交通機関の活用により、北東北の拠点地域として、「職・住・遊・学」の備わった総合的な生活空間の創造を目指すものである。